

定 款

セントケア・ホールディング株式会社

2024年6月27日改定

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、セントケア・ホールディング株式会社と称し、英文では S A I N T - C A R E H O L D I N G C O R P O R A T I O N と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導
2. 前号に定める会社への事業開発・企画等の提供
3. 企業に関する投資、金銭の貸付、合併、買収、統合、売却及び事業譲渡に関する企画、指導、仲介及び斡旋
4. 介護サービス事業のフランチャイズ形態による経営及び経営指導
5. 不動産の売買、賃貸借及びその仲介、管理等に関する業務
6. 建設業（土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、塗装工事、防水工事）に係る建設・設備工事の設計、管理、施行及び請負
7. 健康、医療、介護、福祉に関する商品及びサービスの販売並びにその仲介、斡旋及びコンサルティング
8. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、7,290万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第7条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議により予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 25 条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議

があつたものとみなす。ただし、監査役が決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 30 条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する

時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 46 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第 48 条 当会社の期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。